

## 一般社団法人 日本腎臓学会 評議員推薦規定

1. 定款施行細則第7条及び第8条に定める評議員の候補者選出に関しては毎年12月に公示し、下記の所定の用紙に記載の上、評議員候補者は翌年2月末日までに、評議員候補者推薦委員会へ届けるものとする。
  - (1) 申請書
  - (2) 履歴書
  - (3) 業績目録(裏付ける別刷またはそのコピーを添付)

2. **会員歴** 評議員の立候補者には、資格審査申請時点で、本会に8年以上継続して在籍していることが必要である。

3. **業績基準** 評議員の立候補者には、過去5年間における下記の各項に定める業績単位を合算して、40単位以上が必要である。

但し、第1項4単位以上と第4項4単位以上で、両項をあわせて20単位以上の業績を有することが必要である。ここで、もし40単位以上あれば、他項の単位は不要である。

### 第1項 本会の学術集会における研究発表

- (1) 一般演題の筆頭研究者 .....4単位
- (2) 一般演題の連名研究者 .....1単位
- (3) 特別講演などの筆頭研究者 .....8単位
- (4) 特別講演などの連名研究者 .....2単位
- (5) シンポジウム、ワークショップなどの筆頭研究者 .....6単位
- (6) シンポジウム、ワークショップなどの連名研究者 .....2単位

### 第2項 本会に関連の深い内外の学会主催の学術集会における腎臓学に関連の研究発表

- (1) 一般演題の筆頭研究者 .....2単位
- (2) 一般演題の連名研究者 .....0.5単位
- (3) 特別講演などの筆頭研究者 .....6単位
- (4) 特別講演などの連名研究者 .....1単位
- (5) シンポジウム、ワークショップなどの筆頭研究者 .....4単位
- (6) シンポジウム、ワークショップなどの連名研究者 .....1単位

### 第3項 本会の学術集会における座長、司会者

- (1) 一般演題 .....4単位
- (2) 特別演題、シンポジウム、ワークショップなど .....6単位

### 第4項 本学会誌の論文著者

但し、英文の場合は原著の筆頭者に限り4単位加算

- (1) 原著の筆頭著者 .....8単位
- (2) 原著の連名著者 .....4単位

- 第5項 本会に関連の深い内外の学会機関誌、これに準ずる学術刊行物で腎臓学に関する論文、又は学術図書の著者。但し、英文の場合は原著の筆頭者に限り2単位加算。なお、図書の改版は、その時点を新たな出版日とする。

- (1) 原著の筆頭著者 .....6単位
- (2) 原著の連名著者 .....2単位
- (3) 原著以外の論文の筆頭者 .....4単位
- (4) 原著以外の論文の連名著者 .....2単位
- (5) 図書(分担執筆でない場合)の筆頭著者 .....12単位
- (6) 図書(分担執筆でない場合)の連名著者 .....8単位
- (7) 図書(分担執筆の場合)の筆頭著者 .....4単位
- (8) 図書(分担執筆の場合)の連名著者 .....2単位
- (9) 図書の編集、監修(執筆、連名) .....6単位

4. **更新** 評議員の更新は、定款施行細則第9条により5年ごとに下記の所定用紙に記載し、任期満了となる年の2月末日までに届け出るものとする。

・評議員更新申請書と資格更新取得単位数（業績を裏付ける別刷またはそのコピーを添付）する。

但し、2期（10年）の更新手続を終了した以降の更新については、本人の辞退によるもの以外は評議員を継続する。

・履歴書

**会員歴** 更新審査申請時点で、本会に13年以上継続して在籍していることが必要である。

**業績基準** 資格更新には、過去5年間に「3.」に定める業績単位を合算して10単位以上が必要である。

但し、第1項と第4項をあわせて6単位以上の業績を有することが必要である。ここで、もし10単位以上あれば、他項の単位は不要である。

\*移行措置

平成25年4月1日に一般社団法人への移行に伴い下記の措置を講ずる。

(1) 平成24年度までの「(法人)評議員」と「学術評議員」を「評議員」に統合する。

(2) 平成25年度以降の「評議員」は任期を5年とし、前記の規定により選考する。

なお、更新の時期は平成24年度までの学術評議員の任期を移行する。

5. 評議員候補者推薦委員会

(1) 評議員候補者推薦委員会委員は監事及び評議員から選出する。

監事 1名 内科委員 3名 泌尿器科・小児科・基礎系 各1名 計7名

(2) 委員長および委員は、理事長が推薦し理事会で決定する。

(3) 評議員候補者推薦委員会は、毎年12月に新規及び更新評議員に関する公示・審査を行い理事会及び総会へ推薦する。

6. 本規定を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

## 付 則

本規定は、平成25年4月1日から施行する。